

第 5 0 回 定 時 株 主 総 会 資 料

（電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく）
（書面交付請求による交付書面に記載しない事項）

事業報告

主要な事業内容

主要な拠点等

主要な借入先の状況

その他企業集団の現況に関する重要な事項

会社の新株予約権に関する事項

取締役の状況

（責任限定契約の内容の概要、役員等賠償責任保険契約の内容の概要）

会計監査人に関する事項

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

（ご参考）コーポレート・ガバナンス体制の概要

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

（ご参考）連結キャッシュ・フロー計算書（要旨）

連結注記表

計算書類

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

リコーリース株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

事業報告

主要な事業内容（2026年3月31日現在）

当社グループの事業及び商品・サービスは以下のとおりです。

① リース&ファイナンス事業（報告セグメント）

事務用・情報関連機器、医療機器、産業工作機械、車両・輸送用機器等のファイナンス・リース、オペレーティング・リース、割賦（賃貸取引の満了・中途解約に伴う物件売却等を含む）、法人向け融資・業界特化型融資・マンションローン等の貸付等

② サービス事業（報告セグメント）

請求書発行・売掛金回収等の代行サービス、医療・介護報酬ファクタリングサービス、リロケーションマネジメント、介護施設・老人ホーム運営、債権保証等

③ インベストメント事業（報告セグメント）

太陽光発電、住宅賃貸・不動産関連等

主要な拠点等（2026年3月31日現在）

当社グループの主要な拠点は以下のとおりです。

① 当社の主要な拠点

本社（東京都港区）、豊洲事業所（東京都江東区）、北海道支社（北海道札幌市）、東北支社（宮城県仙台市）、関東支社（埼玉県さいたま市）、中部支社（愛知県名古屋市）、関西支社（大阪府大阪市）、中国支社（広島県広島市）、九州支社（福岡県福岡市）

② 子会社

テクノレント株式会社（東京都港区）、東京ビジネスレント株式会社（東京都江東区）、エンプラス株式会社（東京都中央区）、株式会社Welfareすずらん（愛知県名古屋市）

（注）当社は、2026年4月1日付で、当社の完全子会社であるテクノレント株式会社を吸収合併しております。

主要な借入先の状況（2026年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	94,500百万円
株式会社みずほ銀行	62,500百万円
農林中央金庫	62,500百万円
三井住友信託銀行株式会社	55,000百万円
株式会社日本政策投資銀行	55,000百万円
信金中央金庫	50,000百万円

（注）上記には、シンジケートローンによる借入額を含んでおりません。

その他企業集団の現況に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

会社の新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

取締役の状況（2026年3月31日現在）

責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役 戎井真理氏、原澤敦美氏、一ノ瀬隆氏、入佐孝宏氏、野地彦旬氏、内村裕也氏及び大森みどり氏並びに監査等委員である取締役 川島時夫氏、中沢ひろみ氏及び深山徹氏との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令に定める最低責任限度額となります。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社子会社の役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、当該保険の保険料については当社が負担しております。当社役員は当該保険契約の被保険者となり、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。ただし、法令違反を認識して行った行為に起因した損害賠償は対象外である等一定の免責事由があります。

会計監査人に関する事項

1. 名称 有限責任監査法人トーマツ

2. 報酬等の額

	有限責任監査法人トーマツ
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	57百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	60百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である社債発行に伴うコンフォートレター作成についての対価を支払っております。
3. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、関係部署及び会計監査人から必要な資料の入手や報告の聴取を行い、会計監査人の監査計画の内容、過年度の計画と実績の状況や、監査項目及び職階別の執務時間の状況等を確認し、監査報酬の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項及び同条第3項の同意を行っております。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合に、監査等委員会は監査等委員全員の同意によって会計監査人を解任いたします。この場合、解任及びその理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

また、上記のほか、会計監査人による適正な職務の遂行が困難であると認められる場合、又は監査の信頼性、適正性を高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断した場合には、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社の業務の適正を確保する体制について、取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」として決議した内容及び運用状況（の概要）は以下のとおりであります。

「内部統制システムに関する基本方針」

当社は、「私達らしい金融・サービスで豊かな未来への架け橋となります」を経営理念とし、豊かな未来の実現を目指し、ステークホルダーとともに持続可能な社会および経済の健全かつ安定的な発展に貢献してまいります。事業構造変革に挑戦するとともに、職務の執行が適法、適正、効率的に行われるため、内部統制システムを整備・運用し、その継続的な改善に努めます。

（１）取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社の取締役会は、法令及び定款に定める事項やその他経営上の重要事項を決定するとともに、適切な業務執行体制を構築する。
- ② 取締役及び従業員はリコーリースグループの経営理念のもと、法令はもとより社会通念及び企業倫理の遵守を業務執行の最重要方針とする。
「リコーリースグループ人権方針」に基づき、国際的人権規範を尊重する。また、「リコーリースグループ行動規範」を遵守し、これを全社に徹底するために、コンプライアンスを推進する部門を定め、教育・啓発を行う。コンプライアンスに関する内部通報制度としては、社内外に複数の相談窓口を設置し、社員に周知を図る。
- ③ 反社会的な活動や勢力に対しては、一切関係をもたないことを、当社グループの基本姿勢するとともに、反社会的勢力に係わる被害防止や適切な対応実施のため、社内規程や内部管理体制の整備と警察等社外関連団体との通報・情報収集・連携を図り、組織的な対応体制の整備と強化を推進する。
- ④ 金融商品取引法及びその他の法令への適合を含め、「法律、社会規範、社内ルールの遵守」、「業務の有効性と効率性の向上」、「財務報告の高い信頼性の維持」、「資産の保全」のために、内部統制システム及びビジネスプロセスの改善に努める。
- ⑤ 会社情報開示については、情報開示規程により、開示情報の区分、開示手順、開示責任者を定め、開示委員会にて確認・評価することを通じて、情報の正確性、適時性及び網羅性を確保する。
- ⑥ 内部監査部門を設置し、事業の執行状況を法令等の遵守と合理性・効率性の観点から監査し、検討・評価の上、改善に努める。

【運用状況】

- ・ 経営の透明性を高め、取締役会の監督機能を強化するため、社外取締役を招聘し、取締役会や指名報酬委員会にて、リコーリースグループの重要な意思決定事項の審議・決定を行いました。
2025年度は取締役会を14回、指名報酬委員会を15回開催しました。
- ・ 「リコーリースグループ行動規範」については、全社員に対してハンドブックを配布しており、eラーニングを活用した教育や遵守宣誓書への署名を実施しました。
- ・ 内部通報制度「ホットライン」について、社内の電子掲示板等で周知を図り、通報・相談への対応は、関係者の名誉やプライバシーに配慮し、適切に調査し対策を講じています。
社内だけでなく、社外にも通報窓口を設け、通報者が選択可能な体制をとるとともに、通報したことを理由として通報・相談者に不利な取扱いを行うことを禁止しています。
- ・ 反社会的勢力の排除、関係遮断に関する体制整備を進め、取引の未然防止に取り組むとともに、反社会的勢力排除活動を実施しています。
- ・ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策として、金融庁ガイドラインに沿ったリスク評価と3つの防衛線の態勢を整備しています。
- ・ 情報開示にあたっては、情報開示規程に基づき、開示委員会にて法令等への適合性を確認・評価しています。
- ・ 年度監査計画に基づき、内部統制監査及び業務監査を継続的に実施しています。
取締役等に結果を報告し、改善策を講じています。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役が職務執行として行った意思決定に関する記録・稟議書等については、管理責任部門を定め、法令及び社内規程に基づき作成・保存・管理する。また、必要に応じて閲覧可能な状態で保管する。

【運用状況】

- ・法令及び取締役会規程に基づき、取締役会議事録を作成し、定められた期間保存しています。
- ・稟議書はデータベースで管理し、必要に応じて閲覧権限を設定しています。
- ・取締役が必要な情報を入手できる環境を整備しています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、リスクマネジメント規程に基づき各リスクの対応主管区を定め、損失の危険の発生を未然に防止する。
- ② 当社は、インシデント対応標準に基づき各リスクの対応主管区を定め、万一損失の危険が発生した場合に被害（損失）の極小化を図る。
- ③ 当社は、社長執行役員を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置し、グループ会社全体のリスク管理を統括する。また、リスクマネジメントを推進・展開する機関として「リスクマネジメント推進会議」を設置する。
- ④ 事業運営上のリスクに対して、社内規程に基づき社長執行役員の諮問機関として下記委員会を設置し、それぞれ総合的に分析・検討し、リスク管理を行う。
 - ・高額案件等の信用リスクに関しては「審査委員会」
 - ・金利変動等の市場リスクに関しては「ALM委員会」
 - ・投資先企業等のリスクに関しては「投資委員会」
 - ・気候変動・人権リスクに関しては「サステナビリティ委員会」
 - ・リスクの情報開示に関しては「開示委員会」

【運用状況】

- ・グループ各社の経営層が参画する「リスクマネジメント委員会」とリスク主管区およびグループ各社のリスクマネジメント推進部門が参画する「リスクマネジメント推進会議」を定期的に開催しました。
- ・リスクマネジメント推進会議にて、当社グループの重点管理リスクに対する計画や対応状況を共有し、検討した上で上位機関であるリスクマネジメント委員会に報告し、進捗を適切に管理することで、リスクマネジメントを強化しました。
- ・また、BCP（事業継続計画）に関して、リコーリースグループ合同で同時多発的に全国で震度5強以上の地震発生を想定した災害や地域別の災害を想定した訓練を実施しました。
- ・高度化・多様化するサイバー攻撃への対策として、インシデントを検知し、被害や影響を軽減、局限化することを目的に、企業内CSIRT（Computer Security Incident Response Team）を設置し、訓練を2回実施しました。
- ・また、サイバー攻撃への予防策として、全社員を対象にした標的型攻撃メール対応訓練を4回実施しました。
- ・社長執行役員の諮問委員会は、それぞれ対応するリスクを分析・検討し、経済環境等、内外の環境変化に対し、経営執行が速やかに対応できるように支援しています。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- ① 経営理念に基づく経営目的を達成するため、取締役会は事業計画を審議・決定し、代表取締役及び業務執行取締役及び各組織長は、決定された事業計画を全社に周知し、展開する。
取締役会は、毎月、業績の報告を受け、外部環境の変化や計画の進捗状況等を踏まえ、確認・指示する体制をとり、効率的かつ有効性のある職務執行を行う。
- ② 当社は、定款及び取締役会規程の定めにより、重要な業務執行の決定を代表取締役及び業務執行取締役に委任し、迅速かつ機動的な意思決定を行い、取締役会は業務執行の監督を行う。
また、経営会議を設置し、代表取締役及び業務執行取締役が、意思決定を最適かつ迅速に行える体制をとる。
- ③ 当社は、執行役員制度を導入し、業務分掌及び職務権限に関する規程を定め、業務執行に関する権限を執行役員や各責任者に委譲することで、経営の効率化を図る。

【運用状況】

- ・現中期経営計画の重点管理テーマについて、経営会議へ定期的に報告し、審議しました。
- ・また、2026年度から開始するリコーリースグループの新たな中期経営計画を策定しました。

- ・当社は、2025年5月の取締役会にて、2025年度の事業計画を決定しました。
- 取締役会は、毎月、業績の報告を受け、確認・指示をし、10月に修正事業計画を決定しました。
- ・当社は、監査等委員会設置会社であり、重要な業務執行の決定の一部を、取締役会から代表取締役及び業務執行取締役の執行に委任することを通じて、取締役の職務の執行の効率化を図っています。
- ・経営会議を49回開催し、事業執行に関する重要事項を審議・決定しました。
- ・「業務分掌規程」、「職務権限規程」、「重要な業務執行に関する権限規程」を適宜変更・修正し、適切に運用しています。

(5) 当該株式会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の取締役会は、当社グループ全体の経営監督と重要事項の意思決定を行う。

その実効性を確保するために関係会社管理規程を定め、統括する機能として主管管理部門を設置し、グループの管理を行う。

① 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、関係会社管理規程に基づき、子会社の取締役の職務の執行に係る事項の報告を受ける。

② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスクマネジメント規程及びインシデント対応標準に基づき、子会社を含めたグループ全体の損失の危険の発生に対する未然防止と、損失の危険が発生した場合の被害（損失）極小化を図る。

③ 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社は、子会社を含めたグループとしての事業計画を策定し、グループ全体で効率的かつ有効性のある業務執行を行う。
- ・当社は、当社に準じた職務権限規程等、組織や意思決定に関する体制整備を子会社に推進することで、子会社取締役の効率的な職務執行を促す。また、子会社が重要事項を当社に協議・報告する体制を通じて、グループ戦略の一貫性を保ち、グループ全体での業務執行を効率的に行う。

④ 子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は、子会社の役職員に対して、「リコーリースグループ行動規範」を周知・浸透させ、法令遵守に関する教育・啓発を行う。また、コンプライアンスに関する内部通報制度としての相談窓口を設置し、子会社の役職員に周知を図る。
- ・当社は、子会社が、反社会的な活動や勢力に対する当社グループの基本姿勢に則り、体制を整備することを推進する。
- ・当社の内部監査部門は、法令遵守等の観点から、子会社の業務の執行状況に対して定期的に監査を実施する。

【運用状況】

- ・当社の子会社は、職務権限規程等を定め、職務執行を効率的に行うほか、当社の関係会社関連規程に定める事項や、重要な事項を当社に協議・報告しています。
 - ・当社及び子会社は、BCP（事業継続計画）に関する訓練を実施したほか、CSIRTの体制整備についても進めています。情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）を構築・運用しています。
 - ・当社は、子会社を含めたグループとしての事業計画を策定し、経営会議等で業績の進捗や事業の方向性を確認・検討することを通じて、グループ全体で効率的かつ有効性のある業務執行を行っています。
- なお、2026年4月1日に吸収合併したテクノレント社に関しては、規程等の統合作業を進めてきました。
- ・当社のコンプライアンス担当部門は、子会社の役職員に対するコンプライアンス教育を継続的に実施しています。
- 反社会的勢力に対して、子会社が取引を未然に防止し、当社と連携して活動できる体制整備を推進しています。
- ・内部通報制度「ホットライン」について、社内の電子掲示板等で子会社役職員に周知を図り、通報・相談への対応は、関係者の名誉やプライバシーに配慮し、子会社と共同で適切に調査し対策を講じています。社内だけでなく、社外にも通報窓口を設け、通報者が選択可能な体制をとるとともに、通報したことを理由として通報・相談者に不利な取扱いを行うことを禁止しています。
 - ・当社の内部監査部門は、子会社の監査役と連携し、子会社への定期的な監査を実施し、取締役等に結果を報告しています。
 - ・なお、子会社の運用にあたっては、各社の事業内容、規模等に応じて適切な範囲を調整の上、進めています。

(6) 監査等委員会の職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会の職務を補助すべき従業員の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - イ 当社は、監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会室を設置し、執行側から一定の独立性を確保した従業員を配置する。
 - ロ 当該従業員は監査等委員会の職務を補助するときは取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令を受けない。また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、当該従業員の人事評価及び異動については、事前に監査等委員会の意見を聴取し決定する。
 - ハ 取締役は、監査等委員会の当該従業員に対する指示の実効性を確保するため、監査等委員会の要請に基づき、監査等委員会室及び当該従業員の体制整備に努める。
- ② 監査等委員会への報告に関する事項

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員は、監査等委員会に対して法定の事項に加え次の事項を報告する。なお、当社は、監査等委員会に報告を行った役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

 - イ 法令・定款に違反する重大な事実、不正行為または当社及び子会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したとき、当該事実に関する事項
 - ロ 内部監査及び子会社調査の結果
 - ハ 当社及び子会社役職員からの内部通報制度による内部通報の状況
なお、当社では常勤監査等委員を内部通報制度の通報窓口の一つにしています。
 - ニ その他監査等委員会が報告を求めた事項
- ③ その他監査等委員会の職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会の職務の執行が実効的に行われることを確保するため、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は以下の体制を整備し、当社の従業員はこれに協力する。

 - イ 監査等委員が取締役会の他、経営会議やその他の重要な会議に出席すること
 - ロ 監査等委員が当社及び子会社の役職員から職務執行状況を聴取すること
 - ハ 監査等委員が重要な決裁書類等を閲覧すること
 - ニ 監査等委員の職務執行により生ずる費用等を当社が負担すること

【運用状況】

- ・ 監査等委員会の職務を補助すべき従業員は、監査等委員会の指揮命令のもと職務執行を補助しています。当該従業員については、取締役からの独立性及び指示の実効性を確保しています。
- ・ 当社の取締役及び従業員は、当社及び子会社に関する監査等委員への報告を遅滞なく実施しています。また、監査等委員会に報告をした当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行った事例は、内部通報を含めて認められませんでした。
- ・ 監査等委員会は、内部監査部門と連携し合同で往査することを通じて、役職員の職務執行や内部監査の状況を把握・確認しております。また、監査等委員会の開催や全国の往査にオンライン会議を活用することで、実効性と効率性を高めています。
- ・ 内部監査の結果は、都度監査等委員会に報告されています。
- ・ 監査等委員は取締役会の他、経営会議、全社執行会議等の重要な会議に出席しました。
当社は、監査等委員から役職員に対する聴取の要請や、重要な決裁書類等の閲覧の要請に対して、随時応じています。
- ・ 当社は、監査等委員の職務執行により生ずる費用の処理手続きを速やかに実施しました。

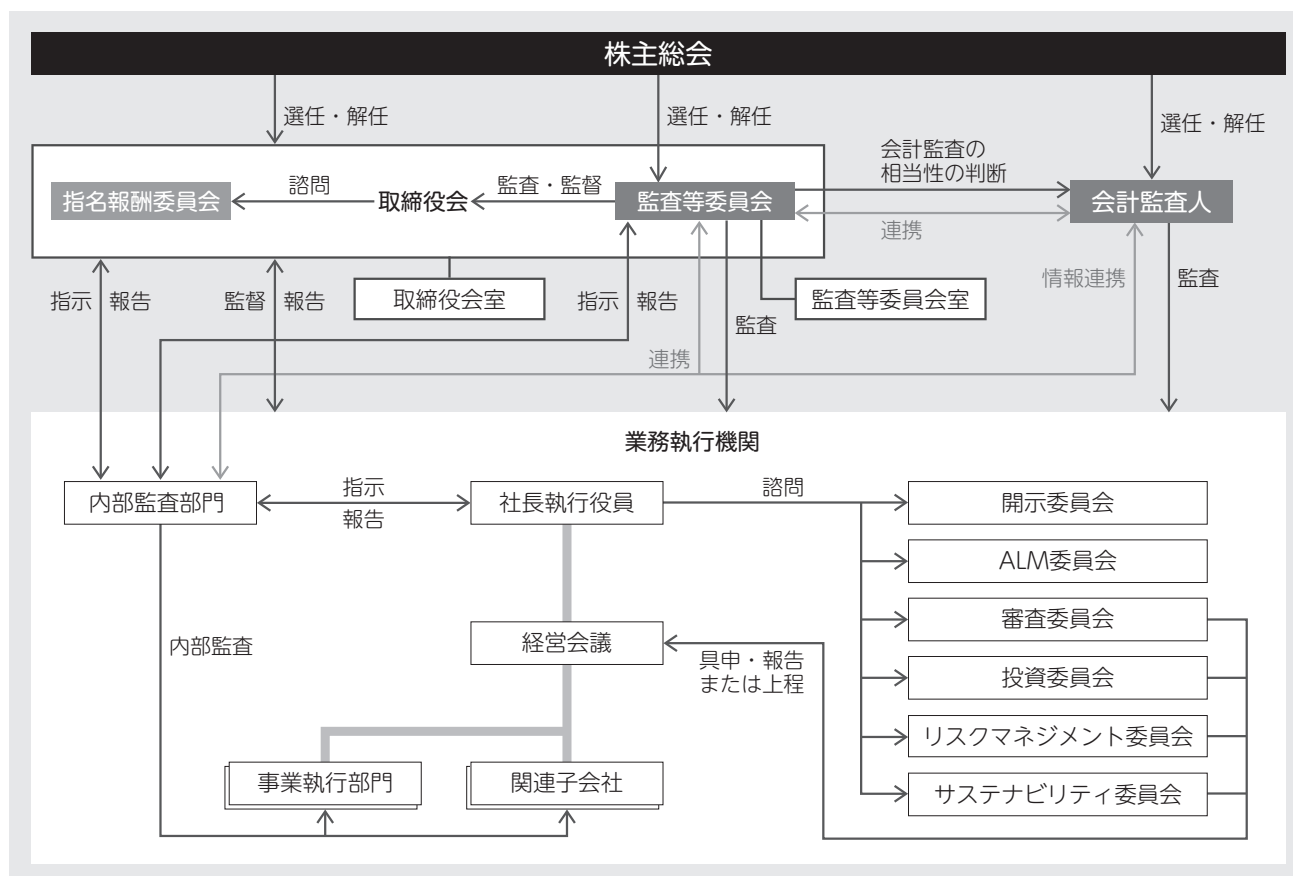
(ご参考) コーポレート・ガバナンス体制の概要

監査・監督機能の強化を図るとともに、迅速かつ機動的な経営体制の構築によりコーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させ、更なる企業価値向上を図るため、監査等委員会設置会社制度を採用しております。

当社は執行役員制度を導入しており、経営上の意思決定機能と事業執行機能を分離し、事業執行体制の強化を図り、経営の効率性を追求しています。今後も、社会環境・法制度等の変化に応じた仕組みを常に検討し、コーポレート・ガバナンスの更なる強化を図り、改善に努める方針です。

コーポレート・ガバナンス体制図

(2026年3月31日現在)



ガバナンス強化・改革の取り組み・歴史

2021年度	●取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を開示 ●コーポレートガバナンス・コード全83原則への対応状況を開示	●社外取締役の割合69.2% 女性取締役の割合23.1%
2022年度	●社外取締役の割合76.9% 女性取締役の割合30.8% ●監査等委員会の構成を全員独立社外取締役へ ●指名報酬委員会による代表取締役社長の業務執行状況評価の開始 ●独立社外取締役のみの意見交換会を開始	●社外取締役の自己評価を開始
2023年度	●株式報酬制度を改定	●実効性評価回答結果に基づく全取締役へのヒアリングを開始
2024年度	●執行役員からの社外取締役に対する評価を開始	●役員報酬制度改定に向けた議論を開始
2025年度	●株式報酬を重視した株主目線の強化と人材競争力強化に向けた役員報酬制度へ改定（独立社外取締役〔監査等委員を除く〕への株式報酬導入を含む） ●次期中期経営計画との連動を踏まえた役員報酬算定式の検討開始 ●「『稼ぐ力』を強化する取締役会5原則」を踏まえた取締役会実効性評価設問の改定	

社外取締役比率

■社外 ■社内

76.9%

10 / 13人

女性取締役比率

■女性 ■男性

30.8%

4 / 13人

取締役会

当社の取締役会は、取締役13名（うち監査等委員である取締役3名）で構成されております。このうち10名は社外取締役（監査等委員である取締役3名を含む。）であり、法令及び定款に定められた事項並びに経営に関する重要事項等について審議・決定を行っております。

当社は監査等委員会設置会社制度を採用しており、定款の定めに基づき、重要な業務執行の決定の相当部分を経営陣に委任することで、迅速かつ機動的な意思決定を可能としております。一方で、取締役会は、経営計画等の審議・決定を行うとともに、個々の取締役及び執行役員の職務執行の監督を行っております。

また、2023年度の実効性評価以降、より適切な実効性評価を実施するため、各取締役の回答内容について詳細な理解を深めることを目的としたヒアリングを実施し、課題認識の精度向上に努めております。

さらに、2025年度の実効性評価においては、「『稼ぐ力』を強化する取締役会5原則」を踏まえて設問を大幅に改定し、中長期的な企業価値向上につながる評価を行っております。

取締役会メンバー



監査等委員会

当社の監査等委員会は、取締役会における議決権の行使及び株主総会における取締役（監査等委員である取締役を除く。）の人事、報酬に関する意見陳述権の行使、また、取締役会、経営会議等の重要な会議への出席、重要書類の閲覧、業務及び財産の状況調査等を通じて、取締役会の意思決定過程及び取締役の業務執行状況の監査・監督を行います。監査等委員会は3名で構成され、全員独立性の高い社外取締役であります。また、監査等委員会による監査を円滑に行うため、常勤の監査等委員が1名おります。

代表取締役と常勤の監査等委員である取締役は、株主からのそれぞれの受託責任に基づき、会社経営について緊密な意見交換を行います。取締役及び従業員は監査等委員である取締役に対して、法定の事項に加え、「法令・定款に違反する重大な事実、不正行為又は当社及び子会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したとき、当該事実に関する事項」「内部監査及び子会社調査の結果」「当社及び子会社役員からの内部通報制度による内部通報の状況」「その他監査等委員が報告を求めた事項」について報告する体制としています。

監査等委員会メンバー



指名報酬委員会

当社は、取締役会の諮問機関として、取締役候補者の指名及び経営陣幹部の選解任、最高経営責任者の後継者計画の策定・運用並びに取締役報酬の決定に関し、客観性・透明性・妥当性の確保を図ることを目的として、独立社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名のみで構成する指名報酬委員会を設置しております。

2025年度においては、次期中期経営計画のストーリー及び目的に沿った役員報酬制度の算定式に関する議論を中心に行ってまいりました。株主目線を維持しつつ、当社が目指す方向性を的確に推進・強化できる報酬制度とするため、執行側との議論を重ねた結果、2026年度より新たな報酬算定式を施行しております。

また、2026年度より新たに就任する社内取締役1名及び執行役員・理事3名と就任前の面談を実施し、取締役及び役員としての適任性を確認しております。

さらに、取締役会とは別に、監査等委員会との意見交換会を実施することにより、両委員会が認識する当社の課題について共通理解を深め、経営陣及び取締役に対する実効性の高い監督を行っております。

指名報酬委員会メンバー



取締役会の実効性評価

当社は、取締役会の実効性の継続的な向上・改善につなげるため、全ての取締役（監査等委員含む。）に対して、取締役会の責務についての審議や運営状況等に関する調査を実施することで、取締役会の実効性評価を行っております。

	当年度実効性評価結果	実効性評価の結果に基づく主な対応
2022年度	これまで課題であった中期経営計画に関する議論に対する評価が改善される等、取締役会の実効性は有効に機能していることが確認されました。一方で、内部統制やリスク管理体制に関する議論を更に深化させていくべきであること、新任社外取締役に対するサポートを一層充実させ、更なるフォローの強化が必要であること等の課題が明らかとなりましたので、今後も継続的に取締役会の実効性の向上、改善活動を続けてまいります。	・独立社外取締役間での情報交換の機会において、当社のリスクについて議論を実施 ・グループ経営を意識したリスクマネジメント体制の構築を検討開始 ・新任取締役への就任後フォローインタビューを設定 ・用語集や社内規程等の社内資料を共有化
2023年度	現中期経営計画において、既存事業を強化及び新規事業を拡大することで、多様化した事業ポートフォリオの構築を進めており、資本コスト経営の考えも浸透しつつある一方で、事業ポートフォリオに関する議論の高度化に向けて、データの区分や配賦の詳細検討が必要との意見が挙げられました。また、指名報酬委員会の活動報告は取締役会へ報告されているものの、更なる透明性の確保と内容に対する理解の促進が課題として認識されています。その他にも取締役会での議論充実化に向けて、要点が「わかりやすい」資料構成が必要との意見が出されました。	・次の中期経営計画における議論に備え、事業セグメントの定義やデータ収集、分析方法等の検討を重ねていく ・指名報酬委員会の年間スケジュールを共有するとともに、同委員会での議論内容については、取締役会に付議する際の資料にその概要を記載 ・資料の「わかりやすさ」を高めるため、サマリーや目次の記載を徹底し、視認性と構成の工夫を浸透
2024年度	当年度の取締役会実効性評価では、多くの項目で概ね適切との高い評価が得られました。特に、中期経営計画・ESGに関する議論、自由闊達な意見交換を促す運営、指名報酬委員会における社長評価は高く評価されています。不十分の評価となった項目についてはヒアリングにより理由を確認しており、極めて不適切との評価はありませんでした。前回の課題である事業ポートフォリオ検討の深化、指名報酬委員会活動の見える化、資料改善の進展と効果も確認されました。一方、取締役会運営に関しては、決議・報告基準、定例報告方法、重要テーマの集中審議について改善意見が挙げられました。	・過去の取締役会における議題・報告事項を整理し、取締役の責任範囲及び執行側の説明責任を踏まえ、取締役会規程の見直しを検討 ・定例報告については要点を絞り簡素化し、取締役会における議論の質を向上 ・中期経営計画、資本コスト、人的資本等に加え、コーポレート・ガバナンスや中長期課題について十分な議論を行うため、既存の審議機会を踏まえつつ追加の審議機会を設定

取締役選任方針

取締役候補者の指名と経営陣幹部の選解任を行うにあたっての方針・手続き

- (1) 取締役として果たすべき役割・責任を適正かつ厳格に遂行できる人材を登用する。
- (2) 取締役の選任にあたっては①優れた人格、②多様で豊富な経験、③専門領域を有する人材を指名する。
特に、社外取締役は、上記に加えて「株主や社会等の視点からの判断軸を有する人材」という要件を付加し、独立性判断基準を定め、充足する人材を選任すること。
- (3) 監査等委員ではない取締役候補者の選任については、指名報酬委員会の審議を経て取締役会で候補案を決定する。
- (4) 監査等委員である取締役候補者の選任については、監査等委員会の同意を経て、取締役会で候補案を決定する。
- (5) 経営陣幹部は、当社及び当社グループの経営戦略ないし各事業戦略の実現に向けて、強いリーダーシップに基づく業務執行能力や優れた人格を有する人材を指名する。
- (6) 経営陣幹部の選任については、指名報酬委員会の審議を経て、取締役会の決議をもって決定する。
- (7) 経営陣幹部の解任については、以下の解任基準を踏まえた上で、指名報酬委員会の審議を経て、取締役会で決定する。
 - ①果たすべき役割・責任を遂行できる資質がないと判断されたとき
 - ②職務執行に際して不法・不正な行為があったとき
 - ③会社の名誉を毀損するような言動をしたとき
 - ④健康上の理由等により、職務の正常な執行が困難と判断されたとき
 - ⑤その他本人の責めに帰すべき事由により役員として職務の執行が困難と判断されたとき

社外取締役の独立性判断基準

当社は、社外取締役又は社外取締役候補者が、次の各項目のいずれにも該当しない場合に独立性を有していると判断します。

- ・現在及び過去10年間に於いて、当社又は関連会社の業務執行者
- ・現在及び過去3年間に於いて、当社の主要な取引先（相互の連結売上高の2%以上）、又はその業務執行者
- ・現在及び過去3年間に於いて、当社から役員報酬以外に多額（年間10百万円以上）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- ・現在において、当社の主要株主（10%以上の議決権を直接又は間接に保有している者）、又はその業務執行者
- ・当社から多額（年間10百万円以上）の寄付を受けている者、又はその業務執行者
- ・当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士

後継者計画について

当社は、将来、最高経営責任者等の候補者となりうる人財に対する育成プログラムを実施しています。同プログラムは、代表取締役社長執行役員の思いや考えを伝え、経営の視座・視点を養うもので、社外取締役を含めた経営層や外部有識者を講師に招き、次世代リーダーに必要な知見を広げています。また、指名報酬委員会は取締役会において執行役員の業務執行報告等を通して人財の評価を行っています。

これらの評価を踏まえ、次の最高経営責任者、取締役、執行役員等の決定にあたっては、指名報酬委員会が社内取締役で構成する人事委員会から推薦された候補者の審議を行い、取締役会に最終候補者を答申しています。

政策保有株式

(1) 政策保有に関する方針

当社は、業務提携、取引先との安定的な取引関係の維持・強化により、中長期的な企業価値の向上を図るため、必要に応じて対象となる会社の株式を保有することを基本方針としております。保有株式については、定期的に取り引状況や保有の意義の検証を行い、その結果を取締役に報告することとしています。また、保有の意義が薄れてきた株式については、縮減しております。

(2) 議決権行使の基準

保有株式に係る議決権行使は、その議案が当社の保有方針に適合するかどうか、当該企業の中長期的な価値向上につながるかどうか等を総合的に勘案して議案に対する賛否を判断いたします。

		2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
銘柄数 (件)	上場	4	3	4	4	4	3	3
	非上場	3	5	5	5	7	7	7
	合計	7	8	9	9	11	10	10
貸借対照表 計上額合計 (百万円)	上場	2,055	1,356	8,750	7,361	4,173	6,406	4,990
	非上場	8,104	10,814	2,768	2,939	3,370	3,334	2,992
	合計	10,160	12,170	11,519	10,301	7,543	9,740	7,982
連結純資産額に占める割合（上場、非上場合計）（%）		5.6%	6.4%	5.7%	4.9%	3.4%	4.2%	3.3%
連結純資産額（百万円）		181,675	191,333	201,480	211,701	221,936	234,070	241,680

※上記は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主及び投資家等との対話の方針について

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するために、株主及び投資家等との建設的な対話を通じて、その意見を真摯に受け止め、経営に反映させることが重要であると認識しております。当社の経営戦略や経営計画に対する理解を得るため、代表取締役自身が年2回の決算説明会で説明を行うとともに、経営企画部・IR広報室が株主及び投資家等からの問い合わせや取材に積極的に対応しています。その状況につきましては、直近の「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」をご参照ください。

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書 (単位：百万円)

第50期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	7,896	10,372	212,421	△1,777	228,913
当期変動額					
剰余金の配当			△5,874		△5,874
親会社株主に帰属する当期純利益			12,821		12,821
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分				26	26
譲渡制限付株式報酬		46		69	115
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	46	6,946	96	7,089
当期末残高	7,896	10,418	219,368	△1,681	236,002

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	4,516	644	△3	5,157	234,070
当期変動額					
剰余金の配当					△5,874
親会社株主に帰属する当期純利益					12,821
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					26
譲渡制限付株式報酬					115
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	739	△342	123	520	520
当期変動額合計	739	△342	123	520	7,609
当期末残高	5,256	301	119	5,677	241,680

(ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書 (要旨)

(単位：百万円)

区 分	第50期 自 2025年 4 月 1 日 至 2026年 3 月31日	第49期 (ご参考) 自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日
営業活動によるキャッシュ・フロー	△51,725	△94,396
投資活動によるキャッシュ・フロー	△13,229	△12,265
財務活動によるキャッシュ・フロー	70,817	103,051
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	5,862	△3,610
現金及び現金同等物の期首残高	1,345	4,956
現金及び現金同等物の期末残高	7,208	1,345

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数	4 社
・連結子会社の名称	テクノレント株式会社 東京ビジネスレント株式会社 エンプラス株式会社 株式会社Welfareすずらん

当社は、2026年4月1日付で、当社の完全子会社であるテクノレント株式会社を吸収合併しております。

② 非連結子会社の状況

非連結子会社はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち株式会社Welfareすずらんについては、決算日が4月30日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、1月31日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等
以外のもの

市場価格のない株式等

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ロ. デリバティブ取引

時価法によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

・賃貸資産

リース資産

主にリース期間を償却年数とし、リース期間満了時の処分見積価額を残存価額とする定額法によっております。

レンタル資産

経済的、機能的な実情を勘案した合理的な償却年数に基づく定額法によっており、主な償却年数は2年～5年であります。

その他の賃貸資産

耐用年数等を勘案した合理的な償却年数に基づく定額法によっており、主な償却年数は6年～46年であります。

・ 社用資産	主に定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得の建物附属設備、その他一部の社用資産については定額法によっております。 主な耐用年数は次のとおりであります。
	建物 10年～15年 構築物 15年 機械及び装置 8年～25年 車両 6年 器具備品 4年～20年
□. 無形固定資産	
・ 賃貸資産	リース期間を償却年数とし、リース期間満了時の処分見積価額を残存価額とする定額法によっております。
・ ソフトウェア	自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年～10年）に基づく定額法によっております。
③ 繰延資産の処理方法	
社債発行費	支出時に全額費用処理しております。
④ 重要な引当金の計上基準	
イ. 貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については財務内容評価法又はキャッシュ・フロー見積法により個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
□. 賞与引当金	従業員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当連結会計年度に対応する負担額を計上しております。
ハ. 役員賞与引当金	役員の賞与の支給に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額を計上しております。
⑤ 退職給付に係る会計処理の方法	
イ. 退職給付見込額の期間 帰属方法	退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
□. 数理計算上の差異及び 過去勤務費用の費用処理 方法	過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
⑥ 重要な収益及び費用の計上基準	
ファイナンス・リース取引 に係る売上高及び売上原価 の計上基準	リース料を収受すべき時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。
⑦ 重要なヘッジ会計の方法	
イ. ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。
□. ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段……金利スワップ取引 ヘッジ対象……借入金
ハ. ヘッジ方針	リース・割賦取引、融資等の資産と金融機関からの借入金等の負債に伴う金利変動リスクを一定、又はある範囲内に限定するヘッジ目的で、金利スワップを利用しております。
二. ヘッジ有効性評価の方法	ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較してヘッジの有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

ホ. その他

当社のデリバティブ取引は、社内規程に基づき厳格に執行・管理されております。デリバティブ取引は経営管理本部が行っており、社内規程の範囲内で担当執行役員が承認権限を有しております。

デリバティブ取引の取組状況や評価損益・リスク量等については、毎月経営者層で構成されるALM委員会において報告されております。

内部管理体制については、経営管理本部内において執行担当者と事務管理担当者の分離を明確にしております。事務管理担当者は、取引の都度、執行担当者からの取引報告と契約先から直接送付されてくる明細を照合し、取引内容の確認を行っております。

⑧ のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、投資効果の発現する期間や投資の回収期間等を見積り、20年以内で均等償却することとしております。

⑨ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 未収賃貸債権

新たなリース契約の締結に伴う旧リース物件の合意解約時における債権残高は、未収賃貸債権として表示しております。なお、当該債権額は新リース契約の期間にわたって回収されます。

ロ. その他の営業貸付債権
及び支払引受債務

その他の営業貸付債権及び支払引受債務は、ファクタリングに係る未収金及び未払金であります。

2. 会計上の見積りに関する注記

貸倒引当金の見積り

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

貸倒引当金 7,185百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については財務内容評価法又はキャッシュ・フロー見積法により個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 算出に用いた主要な仮定

債権の回収状況並びに取引先の財政状態や経営成績を含む財務情報及び将来事業計画等の入手可能な情報等を踏まえた見積りを行っており、貸倒れによる損失に備えた十分な金額が計上されていると判断しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

予測不能な前提条件の変化等によって、債権の回収見込額が当社の予測を超えて変動する可能性があり、この場合には、当社グループは貸倒引当金を増額又は減額する可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供されている資産及び担保に係る債務

当社の出資会社における金融機関からの借入金等に対して、下記の資産を担保に供しております。なお、出資会社が債務不履行となった場合でも当社の負担は当該出資等の金額に限定されております。

投資有価証券 600百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

74,706百万円

(3) 保証債務

保証業務にかかる債務保証残高

3,131百万円

(4) 流動資産のその他の営業資産は、リース債権流動化に伴う劣後信託受益権であります。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	31,243千株	一千株	一千株	31,243千株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 2025年6月23日開催の第49回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 3,091百万円
- ・ 1株当たり配当金額 100円00銭
- ・ 基準日 2025年3月31日
- ・ 効力発生日 2025年6月24日

ロ. 2025年11月7日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 2,782百万円
- ・ 1株当たり配当金額 90円00銭
- ・ 基準日 2025年9月30日
- ・ 効力発生日 2025年12月1日

(注) 上記の配当金の総額には、株式報酬制度に係る信託口が保有する当社株式に対する配当金（2025年6月23日開催の第49回定時株主総会決議分17百万円、2025年11月7日開催の取締役会決議分13百万円）が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

2026年6月29日開催の第50回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・ 配当金の総額 2,937百万円
- ・ 1株当たり配当金額 95円00銭
- ・ 基準日 2026年3月31日
- ・ 効力発生日 2026年6月30日

(注) 2026年6月29日開催予定の第50回定時株主総会決議による配当金の総額には、株式報酬制度に係る信託口が保有する当社株式に対する配当金14百万円が含まれております。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、金融市場や金融機関から適時・適切に必要な資金の調達を行い、リース&ファイナンス事業をはじめとした各事業に使用しております。これらの事業に関して、適切なリスク管理に取り組み、リスクに見合った利益率の契約獲得又は投資を通じて優良資産の維持・拡大に努める方針であります。

なお、金融市場や金融機関からの資金調達については、金融市場の動向や資産・負債の状況を分析・検討し、市場リスク（金利等の変動リスク）及び資金調達に係る流動性リスクに関し、適正な管理に努めております。また、デリバティブ取引については資産と負債に伴う金利変動リスクを一定、又はある範囲内に限定するヘッジ目的で取り組んでおり、投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、現金及び預金、その他の営業貸付債権、短期借入金、支払引受債務、コマーシャル・ペーパーについては、現金であること、又は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

また、市場価格のない株式等、組合等への出資については、次表には含めておりません（*4参照）。

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
割賦債権（*1）	152,955		
貸倒引当金（*2）	△2,452		
	150,503	149,189	△1,313
未収賃貸債権	18,263		
リース債権及びリース投資資産（*3）	596,413		
その他の営業資産	8,692		
貸倒引当金（*2）	△3,073		
	620,296	611,514	△8,782
営業貸付金	294,596		
貸倒引当金（*2）	△1,011		
	293,585	293,530	△54
投資有価証券（*4）			
その他有価証券	20,400	20,400	—
資産計	1,084,785	1,074,634	△10,150
1年内償還予定の社債	25,000	24,990	△9
1年内返済予定の長期借入金	160,500	160,072	△427
1年内支払予定の債権流動化に伴う長期支払債務	1,151	1,149	△1
社債	158,000	154,249	△3,750
長期借入金	679,300	666,812	△12,487
負債計	1,023,951	1,007,274	△16,676
デリバティブ取引（*5）			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—
②ヘッジ会計が適用されているもの	440	440	—
デリバティブ取引計	440	440	—

*1. 割賦債権から割賦未実現利益を控除しております。

*2. 各項目の債権に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

*3. リース債権及びリース投資資産の残高＝「リース債権」＋「リース投資資産」－「見積残存価額部分」

- *4. 市場価格のない株式等、組合等への出資の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、これらは「投資有価証券」には含めておりません。

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	2,992
組合等への出資	25,006

非上場株式については、市場価格のない株式等に該当し、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

組合等への出資については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

- *5. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	15,400	—	—	15,400
社債	—	—	5,000	5,000
資産計	15,400	—	5,000	20,400
デリバティブ取引				
金利関連	—	440	—	440
デリバティブ取引計	—	440	—	440

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
割賦債権	－	－	149,189	149,189
未収賃貸債権				
リース債権及びリース投資資産				
その他の営業資産				
	－	－	611,514	611,514
営業貸付金	－	－	293,530	293,530
資産計	－	－	1,054,234	1,054,234
1 年内償還予定の社債	－	24,990	－	24,990
1 年内返済予定の長期借入金	－	160,072	－	160,072
1 年内支払予定の債権流動化に伴う長期支払債務	－	1,149	－	1,149
社債	－	154,249	－	154,249
長期借入金	－	666,812	－	666,812
負債計	－	1,007,274	－	1,007,274

(注) 1. 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券のうち株式は、上場株式であり、取引所の相場価額を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

社債は、観察できない時価の算定に係るインプットを使用して時価を算定しているため、その時価をレベル3の時価に分類しております。

デリバティブ取引、1 年以内償還予定の社債、1 年内返済予定の長期借入金、1 年内支払予定の債権流動化に伴う長期支払債務、社債、長期借入金

これらは主に元利金の合計額を、残存期間及び調達コストを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しております。

いずれの時価についてもレベル2の時価に分類しております。

割賦債権、未収賃貸債権、リース債権及びリース投資資産、その他の営業資産

これらの時価の算出にあたっては、与信管理上区分している業種ごとに、新規に実行した場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。当該債権に係る貸倒懸念債権については、時価は貸借対照表価額から貸倒見積高を控除した金額に近似しているため、当該価額を時価としております。

いずれの時価についてもレベル3の時価に分類しております。

営業貸付金

営業貸付金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が貸付実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該価額を時価としております。

固定金利によるものは、貸付金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算出しております。貸倒懸念債権については、時価は貸借対照表価額から貸倒見積高を控除した金額に近似しているため、当該価額を時価としております。

いずれの時価についてもレベル3の時価に分類しております。

2. 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

	期首 残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、 売却、 発行及 び決済 の純額	レベル3 の時価 への 振替	レベル3 の時価 からの 振替	期末 残高	当期の損益に計 上した額のうち 連結貸借対照表 日において保有 する金融資産及 び金融負債の評 価損益
		損益に 計上	その他 の包括 利益に 計上					
投資有価証券								
その他有価証券								
社債	4,000	－	－	1,000	－	－	5,000	－

(2) 時価の評価プロセスの説明

当社グループは、担当部門において時価の算定に関する方針に沿って時価を算定しております。算定された時価は、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。

6. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都その他の地域において賃貸用の住宅や物流施設等（土地を含む。）を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	当連結会計年度末の時価
105,083	109,210

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については収益還元法に基づく金額、その他の物件については適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく金額であります。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

7,840円55銭

(2) 1株当たり当期純利益

415円96銭

8. その他の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (単位：百万円)

科 目	第50期 2026年3月31日現在	第49期 (ご参考) 2025年3月31日現在	科 目	第50期 2026年3月31日現在	第49期 (ご参考) 2025年3月31日現在
資産の部			負債の部		
流動資産	1,209,337	1,132,072	流動負債	367,703	321,276
現金及び預金	4,227	828	支払手形	385	122
割賦債権	177,232	183,519	買掛金	21,234	19,814
未収賃貸債権	18,263	21,035	短期借入金	15,500	7,000
リース債権	56,664	55,229	1年内償還予定の社債	25,000	—
リース投資資産	537,903	490,672	1年内返済予定の長期借入金	160,500	127,000
営業貸付金	320,457	297,151	1年内支払予定の債権流動化に伴う長期支払債務	1,151	8,432
その他の営業貸付債権	9,174	8,354	コマーシャル・ペーパー	57,000	75,000
その他の営業資産	8,692	9,962	支払引受債務	564	583
賃貸料等未収入金	8,839	8,640	リース債務	39	35
前払費用	1,346	1,240	未払金	3,370	4,562
その他の流動資産	73,180	61,766	未払法人税等	1,762	5,060
貸倒引当金	△6,644	△6,330	未払費用	2,779	1,715
固定資産	246,674	235,037	賃貸料等前受金	4,475	4,517
有形固定資産	157,377	153,837	預り金	47,969	40,106
賃貸資産	118,375	117,869	前受収益	71	26
社用資産			割賦未実現利益	24,277	25,806
建物	701	635	賞与引当金	1,567	1,422
構築物	1	2	役員賞与引当金	55	71
機械及び装置	36,037	33,860	固定負債	853,094	817,306
車両	20	29	社債	158,000	140,000
器具備品	511	496	長期借入金	679,300	661,000
土地	3	3	債権流動化に伴う長期支払債務	—	1,151
建設仮勘定	1,724	939	リース債務	72	89
無形固定資産	14,891	9,055	退職給付引当金	146	187
賃貸資産	4,136	21	受取保証金	13,534	13,006
その他の無形固定資産			資産除去債務	1,797	1,667
ソフトウェア	10,754	9,034	その他の固定負債	243	205
その他	0	0	負債合計	1,220,798	1,138,582
投資その他の資産	74,405	72,144	純資産の部		
投資有価証券	48,399	35,630	株主資本	229,654	223,366
関係会社株式	800	10,992	資本金	7,896	7,896
破産更生債権等	528	478	資本剰余金	10,418	10,372
長期前払費用	10,695	11,193	資本準備金	10,159	10,159
繰延税金資産	4,764	4,708	その他資本剰余金	258	212
その他	9,738	9,610	利益剰余金	213,020	206,874
貸倒引当金	△520	△469	利益準備金	284	284
資産合計	1,456,011	1,367,110	その他利益剰余金	212,736	206,590
			別途積立金	192,045	184,045
			豊かな未来積立金	56	52
			繰越利益剰余金	20,634	22,492
			自己株式	△1,681	△1,777
			評価・換算差額等	5,558	5,160
			その他有価証券評価差額金	5,256	4,516
			繰延ヘッジ損益	301	644
			純資産合計	235,213	228,527
			負債・純資産合計	1,456,011	1,367,110

損益計算書 (単位：百万円)

科 目	第50期 自 2025年 4 月 1 日 至 2026年 3 月31日	第49期 (ご参考) 自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日
売上高	316,418	292,467
売上原価	271,894	249,072
売上総利益	44,523	43,394
販売費及び一般管理費	24,984	22,580
営業利益	19,539	20,814
営業外収益	1,002	741
受取利息	221	186
受取配当金	436	359
投資事業組合運用益	320	182
その他の営業外収益	23	12
営業外費用	601	450
支払利息	359	174
社債発行費	175	236
社会貢献型寄付金	43	34
その他の営業外費用	23	5
経常利益	19,939	21,105
特別利益	－	425
投資有価証券売却益	－	425
特別損失	2,709	74
投資有価証券評価損	339	74
関係会社株式評価損	2,369	－
税引前当期純利益	17,230	21,455
法人税、住民税及び事業税	5,545	7,546
法人税等調整額	△335	△1,170
当期純利益	12,020	15,079

株主資本等変動計算書 (単位：百万円)

第50期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						別途積立金	豊かな未来積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	7,896	10,159	212	10,372	284	184,045	52	22,492	206,874
当期変動額									
別途積立金の積立						8,000		△8,000	－
豊かな未来積立金の積立							47	△47	－
豊かな未来積立金の取崩							△43	43	－
剰余金の配当								△5,874	△5,874
当期純利益								12,020	12,020
自己株式の取得									
自己株式の処分									
譲渡制限付株式報酬			46	46					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	46	46	－	8,000	3	△1,858	6,145
当期末残高	7,896	10,159	258	10,418	284	192,045	56	20,634	213,020

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△1,777	223,366	4,516	644	5,160	228,527
当期変動額						
別途積立金の積立		－				－
豊かな未来積立金の積立		－				－
豊かな未来積立金の取崩		－				－
剰余金の配当		△5,874				△5,874
当期純利益		12,020				12,020
自己株式の取得	△0	△0				△0
自己株式の処分	26	26				26
譲渡制限付株式報酬	69	115				115
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			739	△342	397	397
当期変動額合計	96	6,288	739	△342	397	6,685
当期末残高	△1,681	229,654	5,256	301	5,558	235,213

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

イ. 子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

ロ. その他有価証券

市場価格のない株式等
以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② デリバティブ取引

時価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

イ. 賃貸資産

リース資産

主にリース期間を償却年数とし、リース期間満了時の処分見積価額を残存価額とする定額法によっております。

レンタル資産

経済的、機能的な実情を勘案した合理的な償却年数に基づく定額法によっており、主な償却年数は2年～5年であります。

その他の賃貸資産

耐用年数等を勘案した合理的な償却年数に基づく定額法によっており、主な償却年数は6年～46年であります。

ロ. 社用資産

主に定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得の建物附属設備、その他一部の社用資産については定額法によっております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年
構築物	15年
機械及び装置	8年～25年
車両	6年
器具備品	4年～20年

② 無形固定資産

イ. 賃貸資産

リース期間を償却年数とし、リース期間満了時の処分見積価額を残存価額とする定額法によっております。

ロ. ソフトウェア

自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年～10年）に基づく定額法によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については財務内容評価法又はキャッシュ・フロー見積法により個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度に対応する負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額を計上しております。

④ 退職給付引当金	退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 なお、過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。
(5) 収益及び費用の計上基準	
① リース取引の処理方法	ファイナンス・リース取引に係る売上高及び売上原価の計上基準は、リース料を収受すべき時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。
② 個品あっせん取引の収益計上方法	個品あっせん取引は商品の引渡時に、その契約高の全額を割賦債権に計上し、手数料総額を分割回数で按分した金額を、支払期日到来の都度収益として計上しております。 なお、期日未到来の割賦債権に対応する割賦未実現利益は、繰延処理しております。
③ 金融費用の計上方法	金融費用は、営業収益に対応する金融費用とその他の金融費用に区分計上することとしております。その区分方法は、総資産を営業取引に基づく資産とその他の資産に区分し、その資産残高を基準として、営業資産に対応する金融費用は資金原価として売上原価に、その他の資産に対応する金融費用を営業外費用に計上しております。 なお、資金原価は、営業資産に係る金融費用からこれに対応する預金の受取利息等を控除して計上しております。
(6) 重要なヘッジ会計の方法	
① ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。
② ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段……金利スワップ取引
③ ヘッジ方針	ヘッジ対象……借入金 リース・割賦取引、融資等の資産と金融機関からの借入金等の負債に伴う金利変動リスクを一定、又はある範囲内に限定するヘッジ目的で、金利スワップを利用しております。
④ ヘッジ有効性評価の方法	ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較してヘッジの有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。
⑤ その他	当社のデリバティブ取引は、社内規程に基づき厳格に執行・管理されております。デリバティブ取引は経営管理本部が行っており、社内規程の範囲内で担当執行役員が承認権限を有しております。 デリバティブ取引の取組状況や評価損益・リスク量等については、毎月経営者層で構成されるALM委員会において報告されております。 内部管理体制については、経営管理本部内において執行担当者と事務管理担当者の分離を明確にしております。事務管理担当者は、取引の都度、執行担当者からの取引報告と契約先から直接送付されてくる明細を照合し、取引内容の確認を行っております。

(7) その他計算書類作成のための基本となる事項

- | | |
|----------------------|--|
| ① 未収賃貸債権 | 新たなリース契約の締結に伴う旧リース物件の合意解約時における債権残高は、未収賃貸債権として表示しております。なお、当該債権額は新リース契約の期間にわたって回収されます。 |
| ② その他の営業貸付債権及び支払引受債務 | その他の営業貸付債権及び支払引受債務は、ファクタリングに係る未収金及び未払金であります。 |

2. 会計上の見積りに関する注記

貸倒引当金の見積り

- | | |
|--------------------------------|----------|
| (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 | |
| 貸倒引当金 | 7,164百万円 |
| (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報 | |
| 連結注記表に記載の内容と同一であります。 | |

3. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|--|------------|
| (1) 担保に供されている資産及び担保に係る債務 | |
| 当社の出資会社における金融機関からの借入金等に対して、下記の資産を担保に供しております。なお、出資会社が債務不履行となった場合でも当社の負担は当該出資等の金額に限定されております。 | |
| 投資有価証券 | 600百万円 |
| (2) 有形固定資産の減価償却累計額 | 36,714百万円 |
| (3) 営業債権に係る預り手形 | |
| リース債権及びリース投資資産 | 126百万円 |
| 割賦債権 | 1,287百万円 |
| (4) 1年を超えて入金期日の到来する営業債権（転リース取引を除く） | |
| リース債権 | 37,873百万円 |
| リース投資資産 | 382,761百万円 |
| 割賦債権 | 139,135百万円 |
| 営業貸付債権 | 265,895百万円 |
| オペレーティング・リース債権 | 13,413百万円 |
| 合計 | 839,079百万円 |
| (5) 保証債務 | |
| 保証業務にかかる債務保証残高 | 3,131百万円 |
| (6) 区分掲記されたもの以外の関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。 | |
| ① 短期金銭債権 | 25,883百万円 |
| ② 短期金銭債務 | 3百万円 |
| (7) 流動資産のその他の営業資産は、リース債権流動化に伴う劣後信託受益権であります。 | |

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 売上高	1,252百万円
② 仕入高	2,772百万円
③ その他の営業取引	444百万円
④ 営業取引以外の取引による取引高	1百万円

(2) 資金原価の内訳

① 支払利息	7,176百万円
② 受取利息	71百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	418,762株	20株	－株	418,782株

- (注) 1. 2023年6月26日開催の第47回定時株主総会決議によって一部制度変更されるまでの株式報酬制度において当該株式報酬制度に係る信託口が取得した当社株式54,699株を、計算書類上は自己株式として処理しておりますが、上記の当事業年度末の株式数には含めておりません。
2. 上記1. を除く、株式報酬制度に係る信託口が保有する当社株式94,700株を、上記の当事業年度末の株式数に含めております。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	1,164百万円
貸倒償却否認額	885百万円
賞与引当金	568百万円
未払事業税	123百万円
退職給付引当金	46百万円
減価償却超過額	260百万円
リース・割賦取引に係る申告調整額	2,806百万円
有価証券評価損	937百万円
その他	958百万円
合計	7,751百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△2,418百万円
繰延ヘッジ損益	△138百万円
その他	△430百万円
合計	△2,987百万円

繰延税金資産の純額

4,764百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(2) その他の関係会社の子会社等

種 類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出 資 金 (百 万 円)	事 業 内 容 又 は 職 業	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合 (%)	関連当事者 との 関 係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
その他の 関係会社 の子会社	リコージャパ ン(株)	東京都 港区	2,517	事務機器及び 消耗品の販売	—	リ ー ス 取 引 リース物 件の仕入 役 員 の 兼 任	リース物件 の仕入高	75,326	買 掛 金	5,777

(注) 取引条件等

上記取引については、通常、マーケットで行われている市場取引ベースで行われています。

8. 1 株当たり情報に関する注記

(1) 1 株当たり純資産額

7,630円73銭

(2) 1 株当たり当期純利益

389円96銭

9. 重要な後発事象

完全子会社の吸収合併

当社は2025年11月7日開催の取締役会における決議に基づき、完全子会社であるテクノレント株式会社を2026年4月1日付で吸収合併いたしました。

(1) 企業結合の概要

① 被合併企業の名称及びその事業内容

企業の名称 テクノレント株式会社

事業の内容 各種計測器、IT機器のレンタル計測・機器点検等の受託技術サービス、各種機器の販売等

② 企業結合日

2026年4月1日

③ 企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、テクノレント株式会社は解散いたしました。

④ 合併に係る割当の内容

当社の完全子会社との合併であるため、本合併に際して株式その他の金銭等の交付および割当ではありません。

⑤ その他取引の概要に関する事項

テクノレント株式会社は、IT機器や計測機器を中心に各種機器のレンタル事業を展開しております。近年、企業が設備投資を行う際のニーズは多様化しており、当社の主力商品であるファイナンスリースに加え、レンタルなど付加価値の高いサービスを一体的に提供できる体制の構築が求められています。このような環境変化に対応し、経営資源を集約して効率的かつ多角的な成長を加速させるため、当社は同社を吸収合併することといたしました。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理しております。

10. リース取引に関する注記

(1) ファイナンス・リース取引

(貸主側)

①リース債権及びリース投資資産の内訳

	リース債権	リース投資資産
債権額	60,019百万円	592,940百万円
見積残存価額部分	－百万円	729百万円
受取利息相当額	△3,354百万円	△55,879百万円
合計	56,664百万円	537,790百万円

②リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の金額の回収期日別内訳

	リース債権 (百万円)	リース投資資産に係る リース料債権部分 (百万円)
1年以内	19,986	174,054
1年超2年以内	15,288	148,340
2年超3年以内	11,165	119,122
3年超4年以内	7,826	80,184
4年超5年以内	3,652	38,542
5年超	2,099	32,695
合計	60,019	592,940

(注) 上記①及び②は、転リース取引に係る金額は除いて記載しております。

(2) オペレーティング・リース取引

(借主側)

未経過リース料

1年以内	1,130百万円
1年超	5,528百万円
合計	6,659百万円

(貸主側)

未経過リース料

1年以内	6,857百万円
1年超	13,413百万円
合計	20,271百万円

11. その他の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。